

- 3面 後期高齢者医療制度 28年度の保険料のお知らせをお送りしました
国民健康保険 新しい高齢受給者証をお送りします
- 4・5面 夏休みの学校プール開放
- 8面 神楽坂まつり、新宿エイサまつり



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ ☎ http://www.city.shinjuku.lg.jp/
携帯電話版 ☎ http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

ご存じですか

成年後見制度

誰もが地域で安心して暮らし続けられるように

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方の権利を守るための民法に基づく制度です。成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら金銭管理や福祉サービスを利用するための契約締結など、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。

制度には、「法定後見制度」「任意後見制度」があります。利用について、新宿区成年後見センターでご相談をお受けしています。

法定後見制度

●すでに判断能力が十分でない

認知症が進行している一人暮らしの母親が心配だわ



すでに判断能力が十分でない方を支援する「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度によって「補助」「保佐」「後見」に分かれ、実情に応じて家庭裁判所が選任した後見人等が本人を支援します。

任意後見制度

●判断能力はあるが将来のことが心配

最近、物忘れが気になる。今のうちに将来に備えたいな



将来、判断能力が低下したときに備える「任意後見制度」では、あらかじめ後見を任せたい人と内容を決めて、任意後見契約を締結します。判断能力が低下したときは、契約の相手方が任意後見人として本人を支援します。

制度の利用に必要な費用を助成しています

- ◆成年後見制度利用時の申立費用助成【助成額】▶申立諸費用(収入印紙・郵便切手・診断書料等)…1万4,000円以内、▶鑑定料等…10万円以内
- ◆成年後見人等への報酬助成【助成額(月額)】▶在宅の方…2万8,000円以内、▶施設に入所している方…1万8,000円以内

人等が、所定の申請書等を申請窓口へ提出してください。申請書は申請窓口で配布しています。助成には、収入等の要件があります。詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

【申請窓口】▶障害者福祉課支援係(本庁舎2階)、高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階)、▶新宿区成年後見センター(区社会福祉協議会内)

【申請方法】後見等開始の審判・報酬付与の審判が確定した日から3か月以内に、本人または選任された成年後見

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。

市民後見人養成基礎講習を実施します

●あなたも制度を支える担い手になってみませんか●

市民後見人は、親族や専門家ではなく地域住民として、身近な立場で成年後見活動を行う方です。

講習では、成年後見制度の仕組みや知識、後見人としての心構え、高齢者や障害者に関する制度等を学びます。日程・カリキュラム等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。受講申請書類は事前の説明会(下記)で配布し、書類選考により受講者を決定します。



▲施設を訪問して本人の話を聞く市民後見人

- 【日程】10月～11月、全6回
- 【会場】新宿区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
- 【対象】区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績があり、講習等の受講後に市民後見人として活動ができる方(おおむね65歳まで)

◆基礎講習受講説明会にご参加ください

市民後見人の活動や講習の詳しい内容について説明します。市民後見人養成基礎講習の受講を希望する方は、必ずご参加ください。

- 【日時】8月5日(金)午後2時から1時間程度
- 【会場】新宿区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
- 【申込み】電話かはがき・ファックス(5面記入例のとおり記入)または直接、8月3日(必着)までに地域福祉課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。

新宿区成年後見センターにご相談ください

【所在地】高田馬場1-17-20、新宿区社会福祉協議会内
☎(5273)4522・☎(5273)3082
☎http://www.shinjuku-shakyo.jp

地域の身近な窓口として、センターの職員が電話と窓口で、制度についての相談をお受けしています。

【相談日時】月～金曜日午前8時30分～午後5時

●弁護士・司法書士・社会福祉士の専門相談
法律や福祉の専門家が相談をお受けしています。事前に予約が必要です。

【相談日時】▶月曜日…司法書士、▶水曜日…弁護士、▶金曜日…社会福祉士

※時間はいずれも午後1時～2時、午後2時30分～3時30分



区長 吉住 健一

▼最後に、先月25・26日の2日間、区の新たな「総合計画(平成30～39年度)」を策定するための区民協議会を開催しました。無作為抽出による幅広い年代の58人に参加いただき、「健康に暮らせるまち」「地域コミュニティ」などをテーマに、熱心な討議を行っていただきました。今回の区民協議会をはじめ、町会・自治会など多くの皆さまからいただいたご意見は、本日から始まる基本構想審議会へお示しするとともに、今後の総合計画策定へと生かしてまいります。

コラム 新宿の未来のために!

新宿区ホームページ「区長の部屋」で写真日誌も公開しています

暑い夏がやってききました!熱中症や脱水症状は、気が付かない間にかかってしまいます。冷房機器の適切な利用や早めの水分補給を心掛けてください。区では、9月30日まで「まちなか避暑地」を実施しています。高齢の皆さまの快適な涼み場として、地域交流館・シニア活動館・清風園などを活用ください。この夏、区内各所でさまざまなイベントが開催されます。子どもたちの夏休みに合わせて、8月14日までの間「神田川親水テラス」を開放します。神田川に入ってエビやどじょうなどの生き物観察ができ、今月30日には新宿の地場産業である染色の工程の一部「水元」の実演も行われますので、夏の思い出づくりや自由研究に活用してください。▼今月27・30日は、「神楽坂まつり」が開催されます。27・28日は、ほおずき市が立ち、29・30日の夜には、20以上の連による威勢の良い「阿波踊り」が練り歩きます。黒塀と石畳、美味しいものが揃った「粋なまち神楽坂」を楽しんでいただきたいと思えます。▼また、今月30日には、100万人を超える人々が訪れる「新宿エイサーまつり」が新宿駅周辺で開催され、新宿が沖繩一色に染まります。このほか、地元の皆さまによるお祭りや盆踊りなどが区内各所で開催されます。夏を楽しみながら、新しい交流が育まれ、地域の絆が深まってほしいと願っています。